

変動金利定期預金 [複利型]

2020年4月27日現在

商品名(愛称)	変動金利定期預金 [複利型]
販売対象 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のみ ・3年の定型方式 ・預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いができます
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・100円以上 ・1円単位
払 戻 方 法	・満期日以後に一括して払戻します
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利 ・預入後6ヵ月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6ヵ月毎に当金庫が預入の際に提示する預入金額に応じた定期預金6ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用金利を変更します <ul style="list-style-type: none"> *預入金額300万円未満 6ヵ月毎の応答日の6ヵ月もの自由金利型定期預金〈M型〉(300万円未満)を指標金利とします *預入金額300万円以上、1,000万円未満 6ヵ月毎の応答日の6ヵ月もの自由金利型定期預金〈M型〉(300万円以上)を指標金利とします *預入金額1,000万円以上 6ヵ月毎の応答日の6ヵ月もの自由金利型定期預金(1,000万円以上)を指標金利とします ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・満期日以後に一括して支払います ・付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算し、6ヵ月毎の複利計算します
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の一律分離課税が徴収されます(ただし、マル優をご利用の場合はかかりません) ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります
手 数 料	—————
付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率)

<p>中途解約時の 取扱い</p>	<p>・満期日前に解約する場合は、下記の表の期限前解約利率（小数点第4位以下は切捨てとし、解約日における普通預金の利率を下回る場合は、その普通預金の利率とします）により6ヵ月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います</p> <table border="1" data-bbox="395 309 1129 546"> <tr> <td>6ヶ月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>1年6ヶ月以上 2年未満</td> <td>約定利率 ×60%</td> </tr> <tr> <td>6ヶ月以上 1年未満</td> <td>約定利率 ×40%</td> <td>2年以上 2年6ヶ月未満</td> <td>約定利率 ×70%</td> </tr> <tr> <td>1年以上 1年6ヶ月未満</td> <td>約定利率 ×50%</td> <td>2年6ヶ月以上 3年未満</td> <td>約定利率 ×90%</td> </tr> </table>	6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	1年6ヶ月以上 2年未満	約定利率 ×60%	6ヶ月以上 1年未満	約定利率 ×40%	2年以上 2年6ヶ月未満	約定利率 ×70%	1年以上 1年6ヶ月未満	約定利率 ×50%	2年6ヶ月以上 3年未満	約定利率 ×90%
6ヶ月未満	解約日の普通預金利率	1年6ヶ月以上 2年未満	約定利率 ×60%										
6ヶ月以上 1年未満	約定利率 ×40%	2年以上 2年6ヶ月未満	約定利率 ×70%										
1年以上 1年6ヶ月未満	約定利率 ×50%	2年6ヶ月以上 3年未満	約定利率 ×90%										
<p>金利情報の 入手方法</p>	<p>・金利は店頭のコピーボードによりご案内しております 詳しくは窓口へおたずねください</p>												
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務推進部（9時～17時、フリーダイヤル0120-191142）にお申し出ください</p> <p>・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記業務推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）、北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務推進部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせ下さい</p>												
<p>その他参考と なる事項</p>	<p>・満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します</p> <p>・預金保険制度の対象預金となります 預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して1,000万円までとその利息が対象となります ただし、元本の合計には決済用預金（当座預金、無利息型普通預金）は含まれません</p> <p>・個人の方はマル優のご利用ができる場合もありますので、窓口でご確認ください</p>												